

令和7年12月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
松島歯科医院	広島市中区吉島町1-12	令和7年11月1日
前田歯科医院	広島市中区榎町10-13やまきビル2F	令和7年10月31日
有限会社 広島薬局	広島市中区八丁堀13-17	令和6年10月13日
医療法人社団えとむ会 神人クリニック	広島市東区若草町18-46	令和7年11月1日
霞クリニック	広島市南区東雲本町一丁目2番27号	令和7年10月31日
山肩内科クリニック	広島市南区稻荷町4-9	令和7年10月25日
にしもり整形外科クリニック	広島市安佐北区可部南五丁目8-32-13	令和7年10月31日
福岡歯科医院	広島市安佐北区上深川町758-1	令和7年10月31日